

令和4年10月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年10月20日(木)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時5分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

| 番号 | 委員氏名 | 出欠 |
|----|-------|----|
| 1 | 有馬秀利 | 出 |
| 2 | 大石則子 | 出 |
| 3 | 上種正博 | 出 |
| 4 | 佐藤敏嘉 | 出 |
| 5 | 田代英毅 | 出 |
| 6 | 中島俊男 | 出 |
| 7 | 西依誠 | 出 |
| 8 | 久富正ノ介 | 出 |
| 9 | 松隈邦博 | 出 |
| 10 | 宮原一美 | 出 |
| 11 | 脇善治 | 出 |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

5番 田代英毅 委員 6番 中島俊男 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

| | | |
|-------|----------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 4件 |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画について | 30件 |
| 報告第1号 | 農地法第5条の規定による届出について | 2件 |
| 報告第2号 | 農地法第18条の規定による通知について | 1件 |

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 江田征樹

6. その他出席

傍聴者 1名

議長

それでは、ただいまより令和4年10月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号5番、〇〇〇〇委員と議席番号6番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いをいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件、1筆ございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について1件、1筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

11番委員

11番委員の〇です。

発言をする前に、すみません、事務局のほうから資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

この案件は、以前の定例会にも出まして、実際の作付面積が水稻の2,500平米と、しかありませんということで皆さんのほうに報告しまして、一回は却下された案件となります。

お手元に配りました資料を見てください。8月の25日、ちょうど〇地区で農地パトロール

をするときなんですが、〇〇〇〇さんに来ていただいてですね、この確約書と、次のページからあります営農計画書。こちらのほうを作成していただいて、〇地区の5名の農業委員、推進委員と、ちょうどその時事務局もいましたので、事務局の前で説明のほうをしていただきました。

確約書も計画的に耕作しますと、2番目に何かあった場合は、農業委員に相談しますよということで確約書のほうに印鑑をつけていただいております。また、次のページの営農計画書、現在の状況ですね。これ先ほど言いましたように米の2,500平米と、あと、すいませんちょっと知りませんでした、ブルーベリーを1,200平米作付しているようです。

次のページが、一応3年後ということで、3年後からブルーベリー、レモン。最後のページ、5年後もですね、ブルーベリー、レモンという形で、作付面積を増やしていきたいという形で説明をいただきました。

私たち〇地区の農業委員としましては、この計画のとおりで作付していってくれるのであれば、農地の売買はもう許可しますという形で判断をいたしました。

ですので、今回、〇〇〇〇君のほうからまた所有権移転のほうが出ておりますが、〇地区の農業委員、推進委員としては、こちらのほう、今回に関しましては承認をしたいというふうに思っております。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、〇委員のほうから、縷々御説明をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

1番委員

議席番号1番、〇〇です。

この大面積を、実際的には何名で、いろいろ将来の計画についても出ておりますけれども、ブルーベリーとか何とか、雇用されるような話もされましたが。

事務局

3条の申請書のほうに記載があります従事する状況につきましては、〇〇さんを含めて2名ということになっておるところでございます。

議長

はい、ほかにございましたら。

(発言する者なし)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請地近くにあります社会福祉法人〇〇〇から従業員駐車場が不足していると相談を受けた申請人が、貸駐車場として整備するために転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、北側既存水路へ放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、鉄道の駅から概ね300m以内の範囲であり、第3種農地と判断をいたしております。許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

2番委員

2番の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

10月11日に、会長と私と〇〇委員、〇〇推進委員、〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町の肥前旭駅の近くに所在する農地です。

申請者は、申請地の近くにある社会福祉法人の従業員駐車場が足りず困っていると相談を受けたことから、貸駐車場として使ってもらおうと今回申請に至ったものです。また、地元の区長、生産組合長、水利組合長から同意を得てあります。

これらの点から今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われま

す。以上、担当委員からの意見です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、〇〇委員のほうから説明をいただきましたが、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それではないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について4件、6筆でございます。

議案第3号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページ、4ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものが2件、2筆、賃貸借権設定に係るものが2件、4筆の申請がございました。

議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

申請者は、〇地区で営農している農事組合法人ですが、大型農業機械のための倉庫が不足していることから今後の営農のことも考え、農業機械を置くための農業用倉庫の建築が必要と判断され、申請に至ったものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、南側の既存道路側溝へ放流される計画となっております。また、資金計画については、融資証明書、残高証明書の写しが添付をされております。

5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものであり、甲種農地と判断しております。許可の基準といたしましては、甲種農地は原則不許可ではございますが、例外許可といたしまして農業用施設という事項に該当するため、許可し得ると判断しております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

6番委員

6番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

10月11日に、会長と私と〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請者は、現在大型農業用機械を置くための倉庫が不足していること、また現在使用している土地も今後貸し借りの更新ができなくなることから、今後の営農のことも考え申請地に大型農業用機械のための倉庫を建てるため転用申請されたものです。地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等は無いと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、〇〇委員のほうからいろいろと御説明等いただきました。ほかに御意見ございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですかね。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の7ページをお願いいたします。

申請地は、先代の時に譲受人所有農地への通路として使用することになりましたが、相続の際に確認したところ農地法の手続きをしていなかったため、今回改めて転用申請されたものです。土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、自然流下で譲受人の農地に流れる計画となっております。そのほか、顛末書も添付をされております。

8ページに位置図、それから9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断しております。許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

11番委員

11番委員の〇でございます。担当委員として一言申し上げます。

10月11日に、会長と私、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地になります。

申請者は、親の代の時に譲受人の農地に入る道がなくなったため、今回の申請地を入口として使うこととして舗装等をしております。ただし、説明がありましたように農地法の手続きを踏んでいなかったため、今回転用申請されたものです。地元の区長、生産組合長からの同意も得てあります。これらの点から今回の農地転用について、特に問題は無いと思われま

す。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号、番号3の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第3号、番号3の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の10ページから12ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の10ページをお願いいたします。

申請者は、公共事業を受注するにあたり、既存の資材置き場だけでは足りないため、申請地を一時的に資材置き場や現場事務所として使用するため、申請に至ったものでございます。

土地の利用及び施設の概要、資金計画については記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、北側、東側の既存道路側溝及び西側の河川へ放流される計画となっております。また、資金計画については、残高証明書が添付をされております。そのほか、始末書も添付されております。

一時転用期間は、令和4年10月20日から令和7年10月19日までとなっており、現況復旧確約書を添付されております。

11ページに位置図、それから12ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照の程よろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地に該当することから農用地区域内農地、いわゆる青地でございます。許可の基準といたしまして、立地基準では、農用地区域内の農地であるため原則不許可となっておりますが、例外許可といたしまして、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものという事項がございます。農地への復旧確約書も添付されており、原状回復が確実に認められるため、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号3の案件の説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

10番委員

10番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

10月11日に、会長と私と〇〇推進委員と事務局で、現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請者は、公共工事の受注にあたって資材置き場が不足しているため転用申請されたものです。地元の区長、生産組合長からの同意も得てあります。これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われれます。

以上、担当委員からでした。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから説明等をいただきましたが、ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

5 番委員

5 番〇〇です。今回の申請の、10ページの参考事項のところでは始末書が提出されているということなんですけれども、始末書が提出されたいきさつと、内容はこういったものが書いてあるかっていうのを御説明いただけないでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

始末書の内容でございますけれども、農地法に基づく転用許可を受ける前に、表土を剥ぐ行為をしたことについて、甚だ勝手な行為であり深くお詫びを申し上げますというところで、今後については、こういった行為はしませんというようなことが書かれてあるところがございます。

それで、いきさつにつきましては、地元の委員さんたちのほうがパトロールをいただいている中で、農地の中で重機のほうが動いているというようなことを事務局のほうへ御報告いただきましたので、現地のほうを確認させていただいて、手続が済んでいないことを業者のほうに伝えたところがございます。

以上になります。

5 番委員

ありがとうございます。ということは、農地法の規定に対する理解がちょっと足りてなかったというようなお話ということで理解してよろしいでしょうか。

事務局

そういった形でよろしく願いいたします。

議長

ほかに、ございましたら。

(発言する者なし)

それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 3 号、番号 3 の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号、番号4の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第3号、番号4の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の13ページから15ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の13ページをお願いいたします。

申請者は、公共事業を受注するにあたり、一時的に利用する現場事務所が必要となったため、転用申請されたものでございます。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、西側と南側の道路側溝に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、工事請負契約書が添付をされております。

一時転用期間は、令和4年10月21日から令和6年5月31日までとなっており、現況復旧確約書を添付されております。

14ページに位置図、15ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断をしております。許可の基準といたしましては、第1種農地の立地基準では原則不許可となっておりますが、例外許可として、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものという事項があります。農地への復旧確約書も添付されており、原状回復が確実と認められるため、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

8番委員

8番の〇〇です。今、事務局から説明されたことと重なると思いますが、今回は新産業集積エリア内の造成工事に伴う現場事務所兼駐車場に使用したいということで、10月11日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認したところでございます。

ただ、これもまた事務局と重なりますが、あくまでも一時転用ということですので、期間が終われば元の状態に戻すという条件で組合長、区長、隣地の農地の方、事務局も同意をしてあるので、最後は必ず元の状態に戻すという条件で許可したいと思います。

以上で、私からの補足の説明といたします。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから縷々説明をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(発言する者なし)

それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積計画について30件、57筆でございます。

議案第4号、番号1から番号30につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

5ページから11ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により30件、57筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。内訳につきましては、12ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございます。合計が9万2,005平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記

載のとおりでございます。合計で、賃借権が55件、9万680平方メートル、使用貸借権が2件、1,325平方メートルとなっており、総合計57件、9万2,005平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は2,151平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が29名、借人16名、渡人1名、受人1名、申請枚数は30枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それではないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号1から番号30について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号、報告第2号について、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、13ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、2筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、14ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして1件、1筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事

由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第2号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より報告をいたしましたので各委員の皆さま方のお目通し方、よろしく願いをいたします。

次に、その他の事項でございますけれども、何か委員さんのほうからございましたらお願いをいたします。

(発言する者なし)

よろしいですかね。

そうしたら、事務局のほうから。「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、ないというようなことでございますので、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和4年11月18日金曜日、午前9時30分より、この場所で開催の予定をいたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____